

東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例  
の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 特定中高層建築物 高さが15メートルを 超える中高層建築物であって、次のイ又はロに該 当するものをいう。</u></p> <p><u>イ 建築物の敷地境界線から15メートルの範 囲内に学校等が存するもの</u></p> <p><u>ロ 建築物の敷地境界線からその高さと同じ 水平距離の範囲内で、かつ、冬至日において真 太陽時の午前8時から午後4時までの間に当 該建築物の日影が及ぶ範囲内に学校等が存す るもの</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26 号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校 (幼稚部、小学部又は中学部を設置しているもの に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第39条第1項に規定する保育所並びに就学 前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園のうち、第 2号イに規定する範囲内又は同号ロに規定する 日影が及ぶ範囲内に存するものをいう。</u></p> <p><u>(10) 学校等関係者 学校等の管理者及び当該 学校等に在籍する乳児、幼児、児童又は生徒の保 護者をいう。</u></p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第6条 建築主は、中高層建築物を建築しようとする ときは、近隣関係住民及び学校等関係者に建築に係 る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい 場所に、台東区規則(以下「規則」という。)で定 めるところにより標識を設置しなければならない。</p>	<p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第6条 建築主は、中高層建築物を建築しようとする ときは、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図 るため、当該建築敷地の見やすい場所に、台東区規 則(以下「規則」という。)で定めるところにより 標識を設置しなければならない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第8条 建築主は、中高層建築物 (<u>特定中高層建築物を除く。</u>) を建築しようとする場合においては、隣接関係住民に当該建築に係る計画の内容について、<u>規則で定めるところにより、説明会又は戸別訪問</u> (以下「説明会等」という。) により説明しなければならない。<u>この場合において、隣接関係住民から説明会を開催するよう申出があったときは、速やかに説明会を開催しなければならない。</u></p> <p><u>2 建築主は、特定中高層建築物を建築しようとする場合においては、隣接関係住民及び学校等関係者に当該建築に係る計画の内容について、説明会により説明しなければならない。</u></p> <p><u>3 建築主は、中高層建築物を建築しようとする場合において、周辺関係住民 (当該中高層建築物が特定中高層建築物に該当する場合は、学校等関係者を除く。) から申出があったときは、速やかに当該申出を行った周辺関係住民に当該建築に係る計画の内容について、説明会等により説明しなければならない。この場合において、当該周辺関係住民が説明会を開催するよう申し出ているときは、説明会を開催しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4 <u>前3項の規定により説明会を開催するときは、建築主 (法人にあっては、その代表者又は当該建築について責任を有する従業者) は、当該説明会に出席しなければならない。</u></p> <p><u>5 建築主は、第1項又は第2項の規定による説明会を欠席した隣接関係住民 (第1項後段の規定による説明会の開催前に、同項の規定により戸別訪問による説明を受けた者を除く。) に対して、戸別訪問により説明しなければならない。</u></p> <p><u>6 建築主は、第1項から第3項まで又は前項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を規</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第8条 建築主は、中高層建築物を建築しようとする場合においては、隣接関係住民に当該建築に係る計画の内容について、<u>個別又は説明会の方法</u> (以下「説明会等」という。) により、<u>説明しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 建築主は、中高層建築物を建築しようとする場合において周辺関係住民から申出があったときは、当該建築に係る内容について、説明会等により、<u>周辺関係住民に説明しなければならない。</u></u></p> <p><u>3 建築主は、前2項の場合において隣接関係住民又は周辺関係住民から説明会の開催の申出があったときは、速やかに説明会を開催しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の規定により説明会を開催するときは、建築主 (法人にあっては、その代表者又は当該建築について責任を有する従業者) は、当該説明会に出席しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>5 建築主は、第1項又は第2項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を規則で定めると</u></p>
---	---

<p>則で定めるところにより、区長に報告しなければならない。</p> <p><u>(話し合い等)</u></p> <p><u>第8条の2 建築主又は設計者等は、前条の規定により説明を行った後、近隣関係住民から申出があったときは、当該建築に係る計画の内容及び工事について、話し合いの機会を設けるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、必要があると認めるときは、建築主又は設計者等に対して、前項の規定により行った話し合いの内容について報告を求めることができる。</u></p> <p>(公 表)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築主が、<u>第8条第1項から第3項まで若しくは第5項</u>の規定による説明又は<u>同条第6項</u>の規定による報告を行わないとき。</p> <p>(3) 建築主が、第6条第1項の規定による標識の設置又は<u>第8条第1項から第3項まで若しくは第5項</u>の規定による説明に関し、虚偽の届出又は報告を行ったとき。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ころにより、区長に報告しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(公 表)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築主が、<u>第8条第1項若しくは第2項</u>の規定による説明又は<u>同条第5項</u>の規定による報告を行わないとき。</p> <p>(3) 建築主が、第6条第1項の規定による標識の設置又は<u>第8条第1項若しくは第2項</u>の規定による説明に関し、虚偽の届出又は報告を行ったとき。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第6条第1項の規定により標識を設置する中高層建築物の建築について適用し、施行日前にこの条例による改正前の東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条第1項の規定により標識を設置した中高層建築物の建築については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に新条例第6条第1項の規定により標識を設置する中高層建築物の建築のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る新条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「隣接関係住民及び学校等関係者」とあるのは、「隣接関係住民」と読み替えるものとする。
  - (1) 東京都台東区建築計画の早期周知に関する指導要綱（平成25年12月27日付25台都住第589号。以下「要綱」という。）第8条第1項の規定による説明会を開催したもの
  - (2) 要綱第8条第4項の規定により学校等関係者から説明会の開催を要しない旨の申出が書面によりなされたもの